

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和元年8月30日（金）

（案件名）

- ・ 水道・下水道事業の広域化について（説明案件）

自治財政局公営企業経営室

準公営企業室

松尾補佐（内23433）

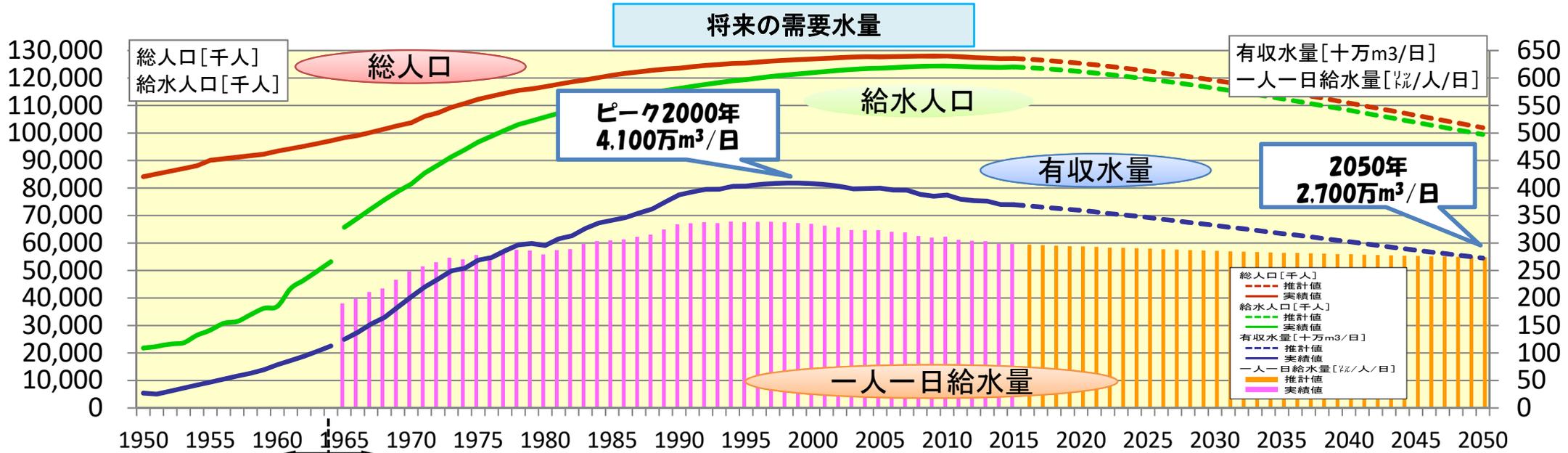
川畑補佐（内23453）

# 水道事業における広域化の取組

総務省自治財政局  
公営企業経営室

# 水道事業の現状と課題①

- 急速な人口減少により、2065年には有収水量がピーク時の約4割減となる見込み
- これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。



【実績値 (～2015) 水道統計 (日本水道協会) 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量=有収水量÷給水人口

【推計方法】

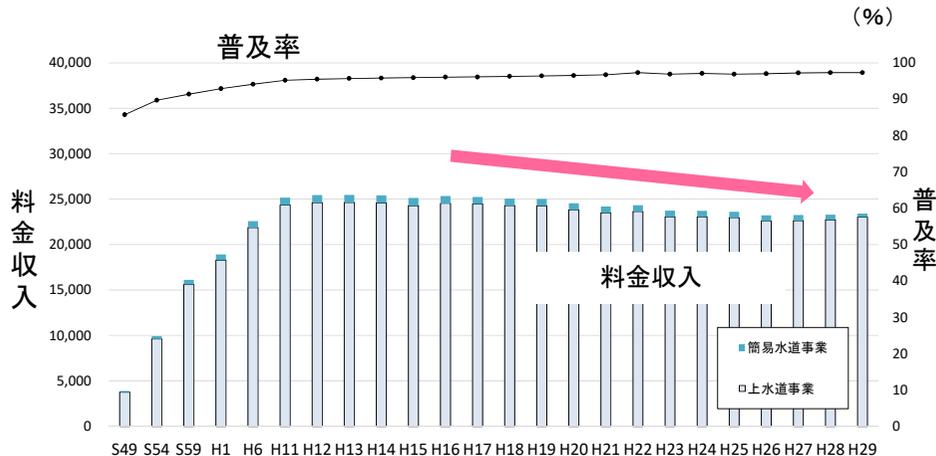
①給水人口：日本の将来推計人口 (平成29年推計) に、上水道及び簡易水道の普及率 (H27実績97.6%) を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。

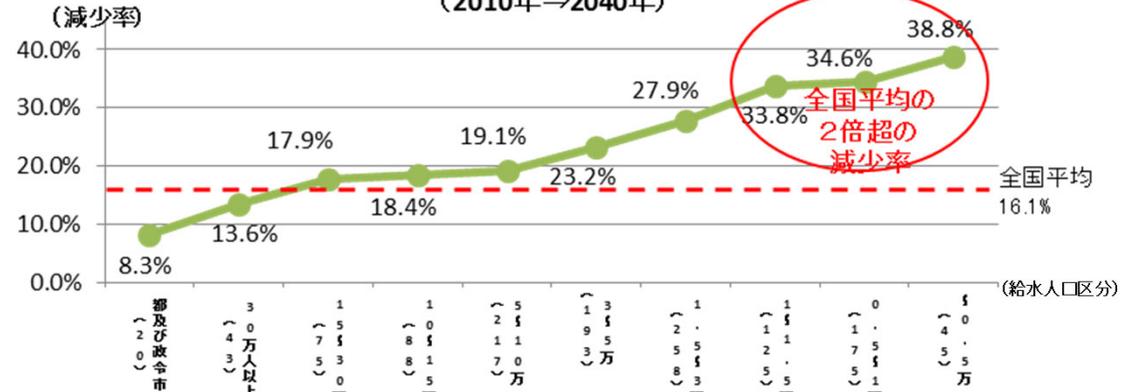
③一人一日給水量：一人一日給水量=有収水量÷給水人口

(出典) 厚生労働省資料

## 水道事業料金収入推移



## 給水人口規模別の人口減少率 (2010年⇒2040年)



※ 2010年から2040年の人口減少率

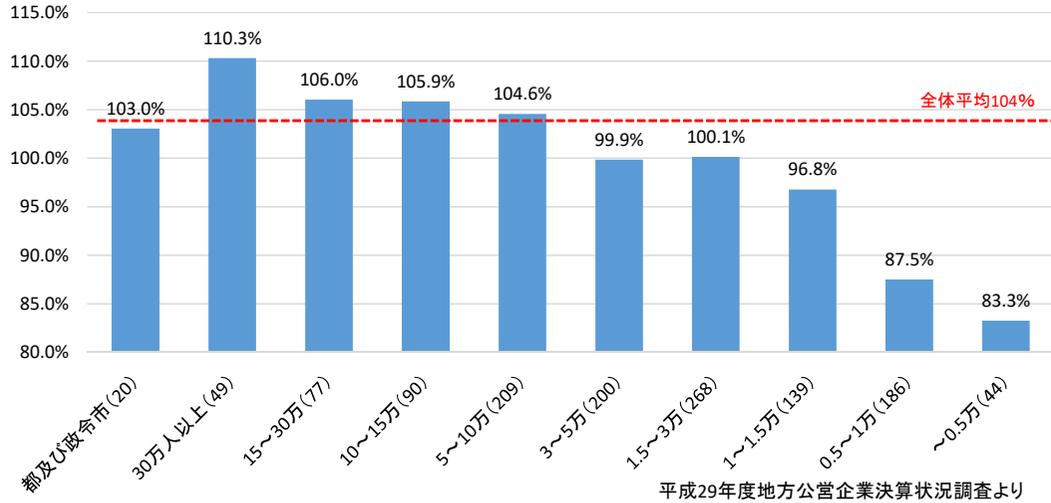
※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均

※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

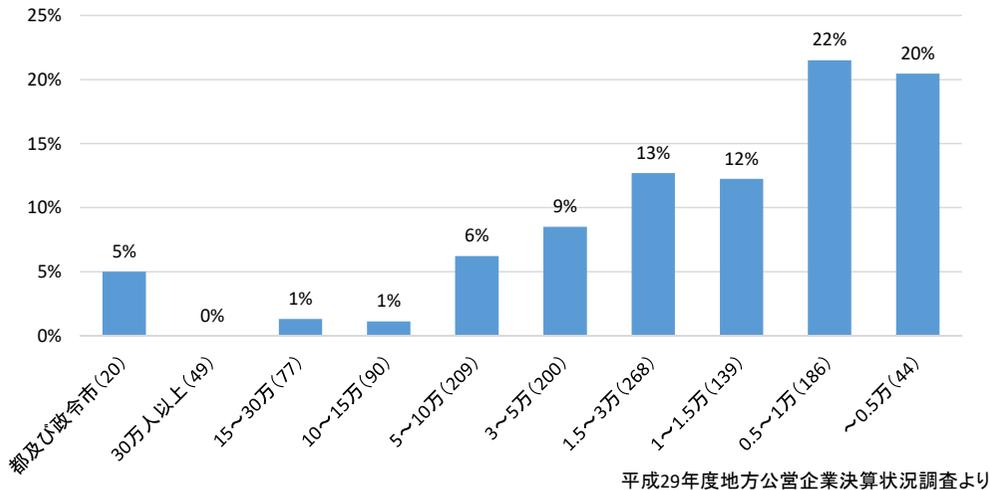
# 水道事業の現状と課題②

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

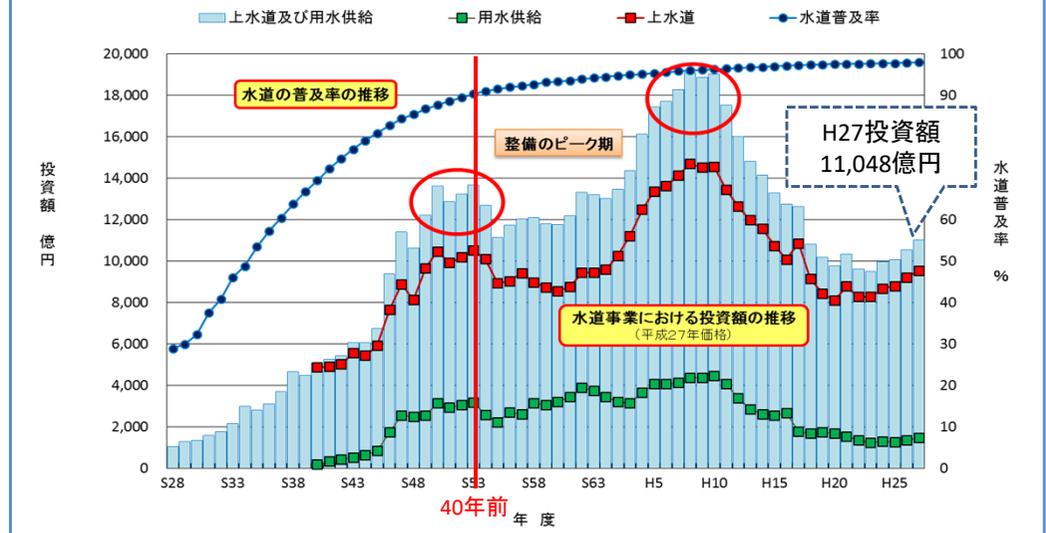
上水道事業における給水人口別の料金回収率



上水道事業における給水人口別団体数に占める赤字団体の割合



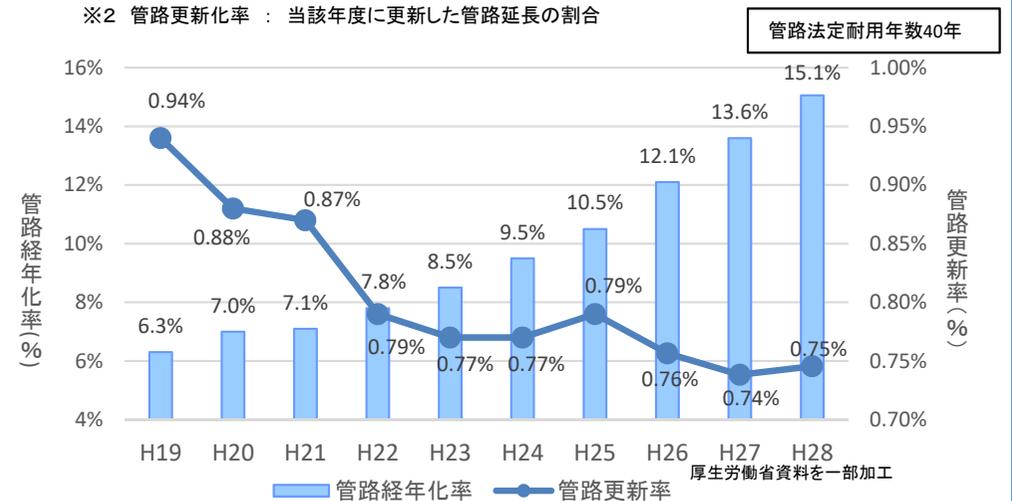
【水道への投資額の推移】



【管路経年化率※1及び管路更新率※2の現状】

※1 管路経年化率：法定耐用年数を超えた管路延長の割合

※2 管路更新化率：当該年度に更新した管路延長の割合

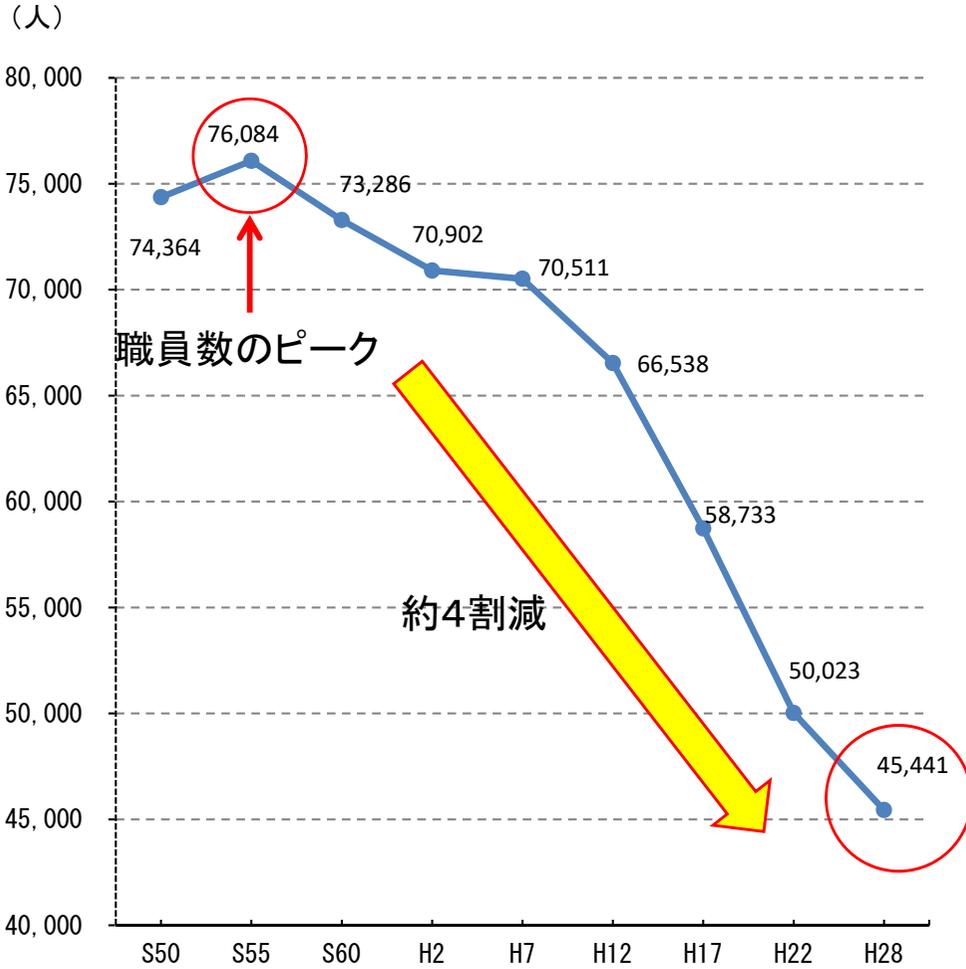


# 職員数の推移

## 職員数の推移

○職員数は減少しており、平均職員数は給水人口の少ない団体ほど少ない。

### 職員数の推移



### 給水人口別の平均職員数

平成18年度				平成28年度				増減			
現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数増減	事業体数増減	平均職員数増減
末端上水道	50,300	1,329		末端上水道	40,031	1,263		末端上水道			
30万人以上	26,330	66	399	30万人以上	21,399	67	319	30万人以上	-4,931	1	-80
15~30万人	6,328	72	88	15~30万人	5,277	77	69	15~30万人	-1,051	5	-19
10~15万人	4,097	89	46	10~15万人	3,057	90	34	10~15万人	-1,040	1	-12
5~10万人	6,047	226	27	5~10万人	4,302	210	20	5~10万人	-1,745	-16	-7
3~5万人	3,145	212	15	3~5万人	2,449	196	12	3~5万人	-696	-16	-3
1.5~3万人	2,606	289	9	1.5~3万人	2,077	262	8	1.5~3万人	-529	-27	-1
1.5万人未満	1,747	375	5	1.5万人未満	1,470	361	4	1.5万人未満	-277	-14	-1
簡易水道事業	2,422	888		簡易水道事業	1,609	706		簡易水道事業			
法適用	73	24	3	法適用	77	29	3	法適用	4	5	0
法非適用	2,349	864	3	法非適用	1,532	677	2	法非適用	-817	-187	-1

※「職員数の推移」グラフは、用水供給事業の職員数を含む

出典:総務省 地方公営企業決算状況調査

# 水道事業の課題

- 普及率は**97.3%**(H28)。**ほぼ整備が完了**。  
(最高は100%(東京都、愛知県、京都府、大阪府)、最低は84.5%(熊本県)(H28))
- 料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。
- 全国的に**施設等の更新時期が到来**。**更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。

# 「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

## 【設置目的】

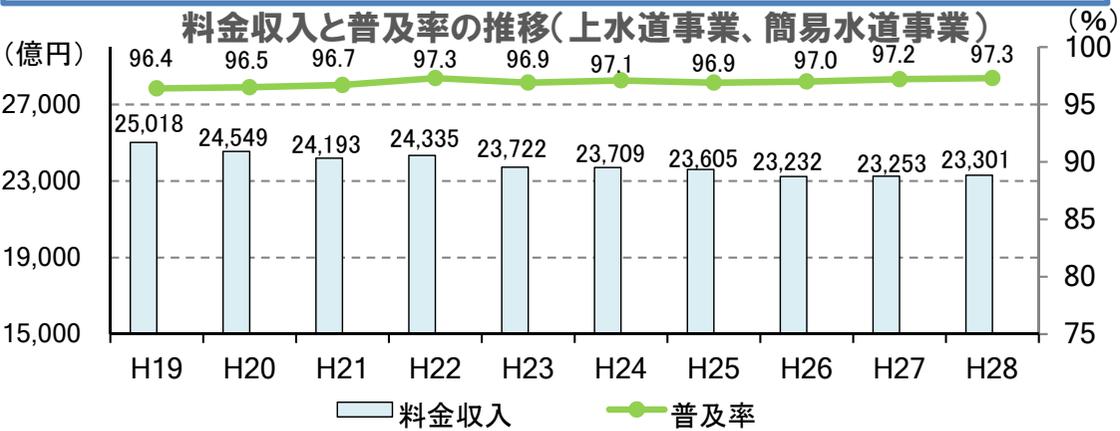
- 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増す**なか、**必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる**ことが懸念される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策**について検討する。

## 【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
西田 浩治	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課長
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

## 【開催実績】

- 平成30年1月から11月まで計6回開催。
- 平成30年12月に最終報告をとりまとめ、公表。



(出典)総務省 地方公営企業決算状況調査

## <水道事業における広域化の取組>

- 都道府県に対し、以下の項目を要請(28年2月)。
- ①平成28年度中に都道府県単位の広域化検討体制を構築  
⇒45道府県(※)において広域化検討体制設置  
(※)既に広域化を行った東京都及び香川県を除く
- ②平成30年度末までに検討を行い、検討結果を公表

# 「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(概要)(平成30年12月)

## 水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要な不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
  - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下  
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
  - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大  
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

## 持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

### ＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

### ＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

### ＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
  - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
  - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

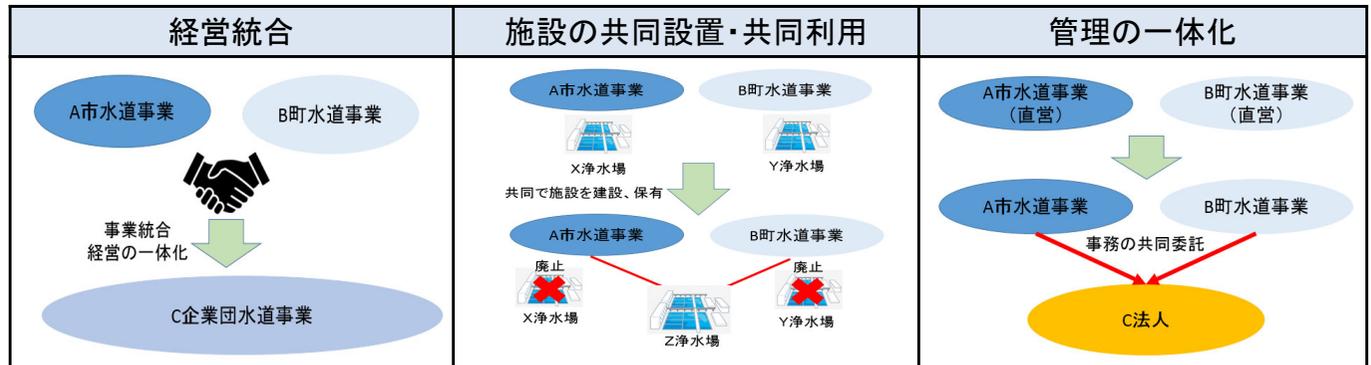
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

### 2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要がある、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

#### 【広域化の主な類型のイメージ】



# 水道事業の広域化による経営上の効果(主な事例)

団体名	香川県及び県内16市町	福岡県大牟田市及び 熊本県荒尾市	高知県須崎市、 四万十町及び中土佐町
広域化の 類型	事業統合	施設の共同設置・共同利用	事務の広域的処理 (システムの共同化)
取組の概要	香川県及び広域行政事務組合が実施していた用水供給事業と、16市町が実施していた末端給水事業を統合し、企業団を設立 ※浄水場の統廃合 (55施設→26施設)等	PFIの手法(DBO方式:デザイン・ビルド・オペレーション方式)を活用し、共同浄水場を建設	3市町共同で公募を実施し、水道料金システムの構築・保守管理を委託
削減効果額	総額約954億円※の削減 (H28～R25) 更新事業費▲249億円 運営経費 ▲304億円 等 ※統合前のH26年度の試算	事業費約19億円の削減 (H21～H23) 共同設置による削減▲7億円 DBO方式による削減▲12億円	委託料約2,600万円の削減 (H23～H28)

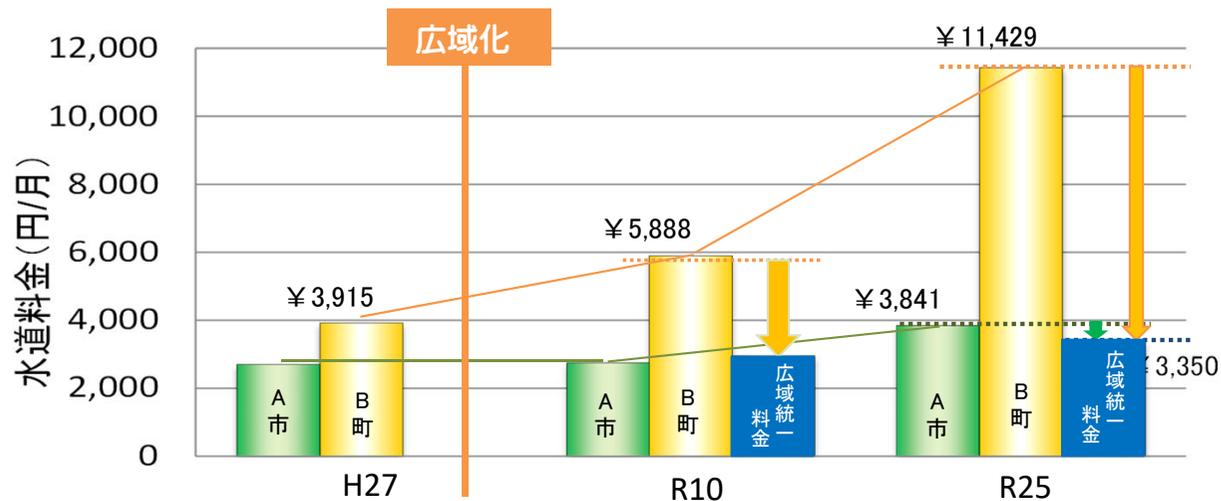
## 【香川県における料金シミュレーション】

※ R10に料金を統一する前提でシミュレーション

※   : 各市町が単独経営を継続した場合の料金

中長期的には、  
A市(中核都市)、B町(過疎市村)の  
いずれでも料金抑制効果が生じる。

(出所)「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」(H26.10)等の香川県の広域化の検討における資料を加工。



# 水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

### 2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

### 3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

### 4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

### 5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

### 6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。7

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ②は令和4年9月30日）

# 「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

## 1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて  
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制  
策定は、**都道府県**が行うこと。  
**市町村財政担当課**が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等  
**令和4年度末まで**に策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。  
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

## 2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し  
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果  
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等  
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

## 3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル  
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組  
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係  
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係  
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進  
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

## 4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。  
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること  
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること  
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること  
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること  
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること  
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1) 現状

- ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析
- ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2) 将来見通し

- ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定
- ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映
- ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方策を各項目に反映

(3) 経営上の課題

- 現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列举(例)
- ・水需給の不均衡
  - ・災害への対応
  - ・職員数の減少
  - ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
  - ・老朽化、耐震化対策の必要性
  - ・料金収入の減少
  - ・更新需要の増大
  - ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2) 広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1) 広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1) 広域化の推進方針

- ・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載
- ・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

## 厚生労働省

### 基本方針（改正水道法第5条の2）

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

### <都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

## 都道府県

基本方針に基づき策定

### 都道府県の責務（改正水道法第2条の2）

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

### 水道基盤強化計画（改正水道法第5条の3）

#### 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

#### 圏域①

- ・ 構成自治体（A市・B市）
- ・ 連携内容（水道事業の統合等）
- ・ 施設整備内容（連絡管整備事業）

#### 圏域②

- ・ 構成自治体（C市・D市）
- ・ 連携内容（管理システムの統合等）
- ・ 施設整備内容（システム整備事業）

...

#### 圏域⑤

- ・ 構成自治体（X市・Y市）
- ・ 連携内容（浄水場の共同設置等）
- ・ 施設整備内容（浄水場整備事業）

意見

### 広域的連携等推進協議会（改正水道法第5条の4）

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

#### （構成員）

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 水道事業者
- ・ 水道用水供給事業者
- ・ 学識経験者、その他都道府県が認める者

### 水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

## 水道事業者等

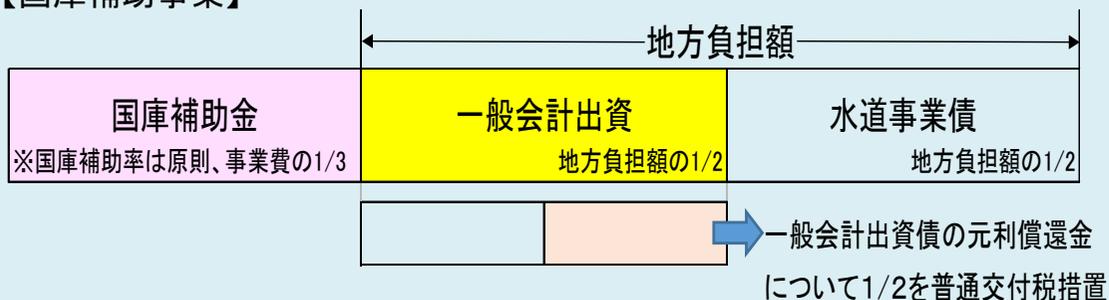
- ・ **水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進**
- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 水道施設台帳の整備
- ・ アセットマネジメントの実施
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・ 収支見通しの作成及び公表

# 広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充

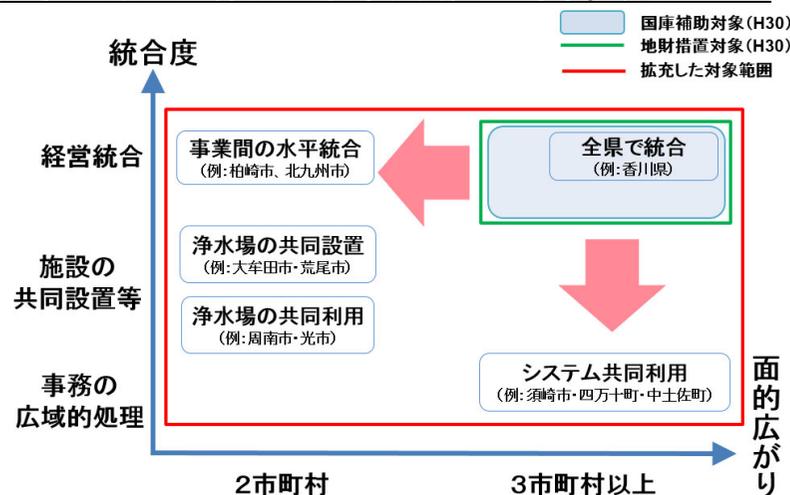
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請  
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<~H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



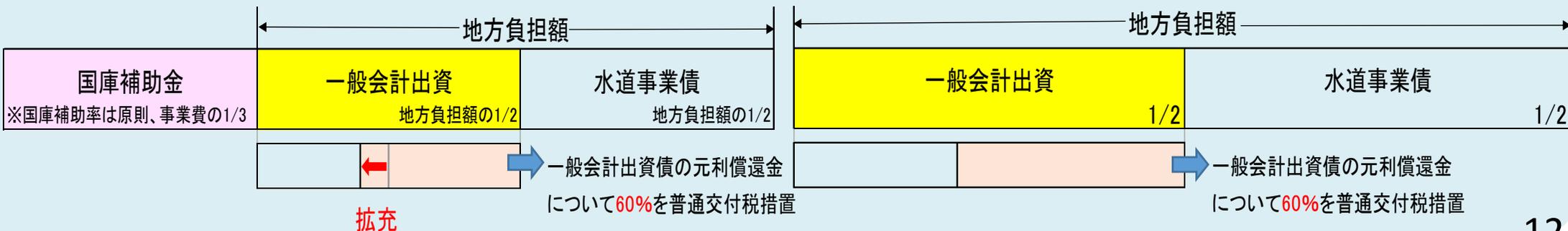
(参考)広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ



<R元~>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)

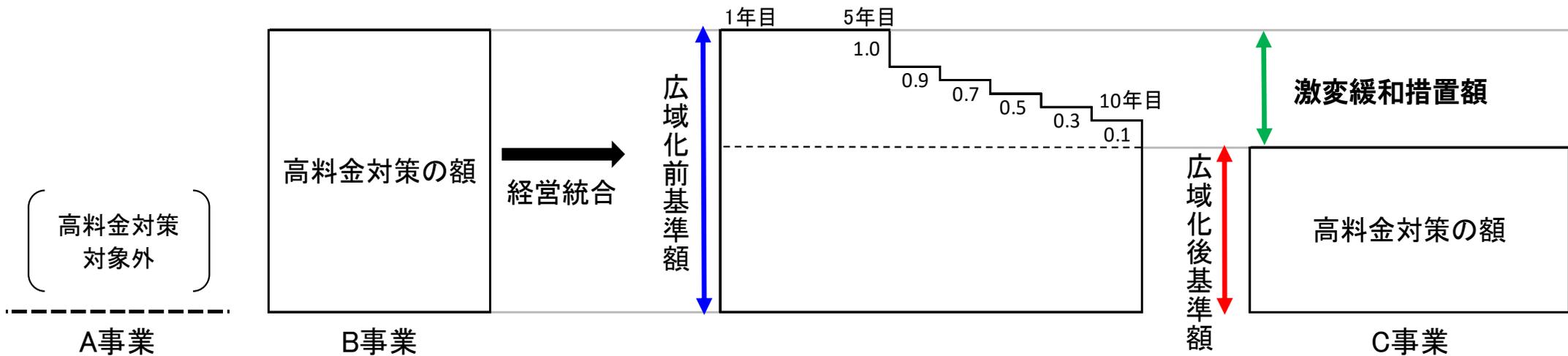
【地方単独事業】(新規)



# 広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

## 【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する可能性があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

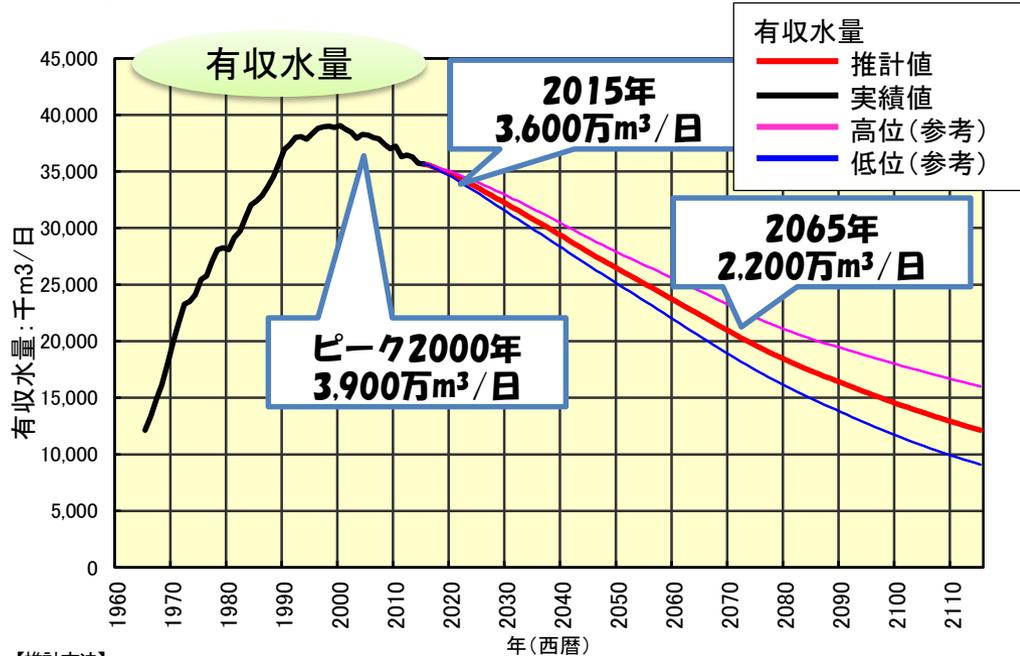
# 下水道事業における広域化の取組

総務省自治財政局  
準公営企業室

# 将来の需要水量(推計)

- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
  - 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。
- ※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■ 将来の有収水量(水道)

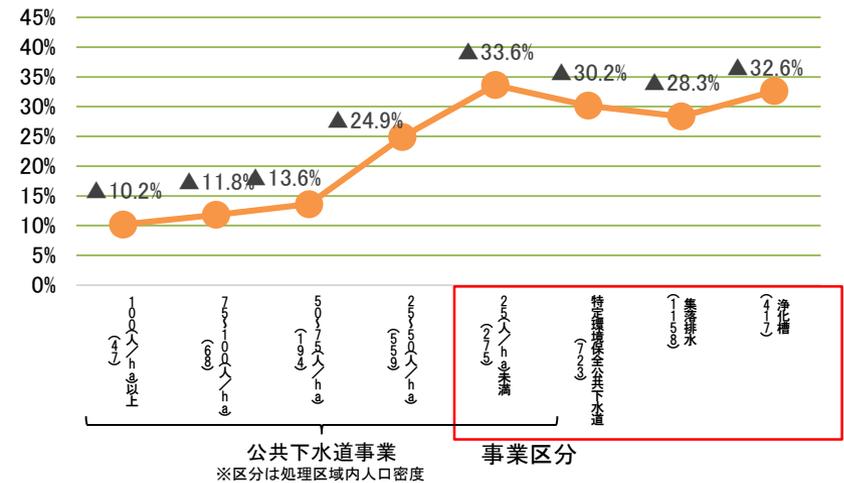


【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に上水道普及率(H27実績94.4%)を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。  
 家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口  
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。
- ③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

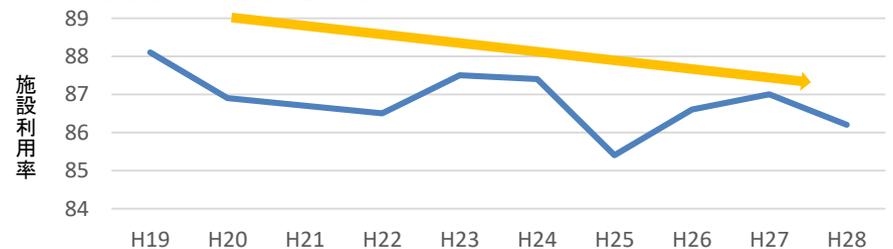
※ 厚生労働省作成資料を一部加工

■ 人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



■ 公共下水道の施設利用率の推移

- 公共下水道の処理場の処理能力は、人口減少や節水等の影響で余力が上がってきており、今後上昇見込みの施設も増えている。



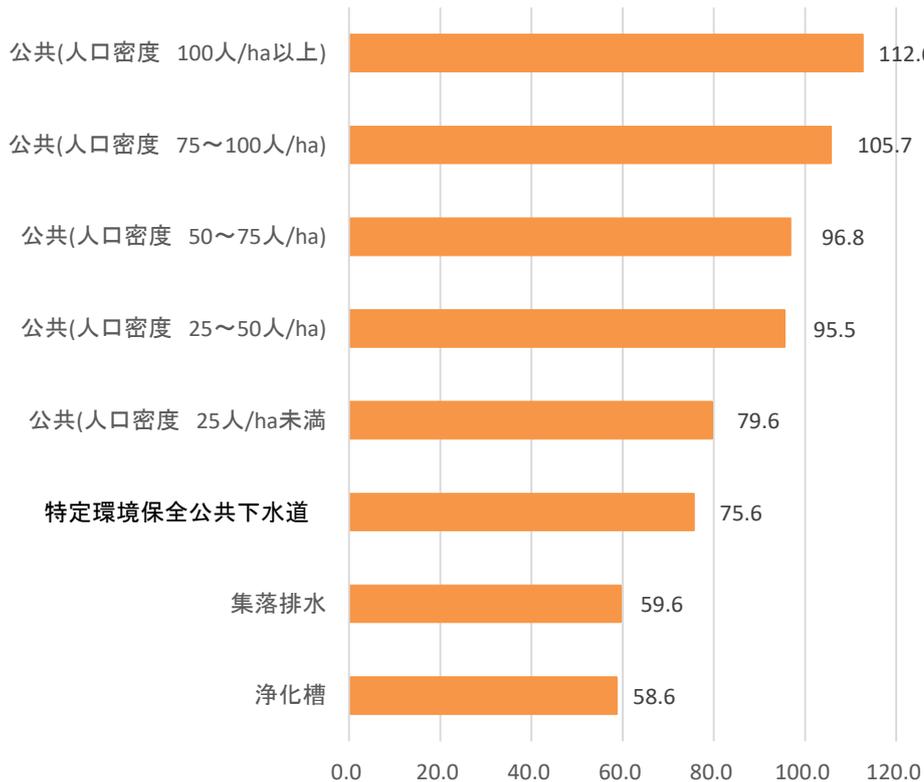
$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時一日処理能力}} \times 100$$

出典：地方公営企業決算状況調査

# 下水道事業の経費回収率と老朽化の状況

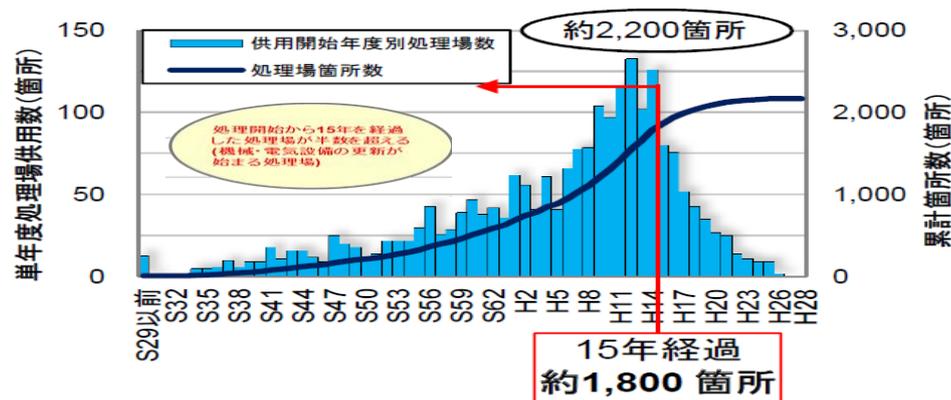
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

## ■ 経費回収率(%) (H29年度)

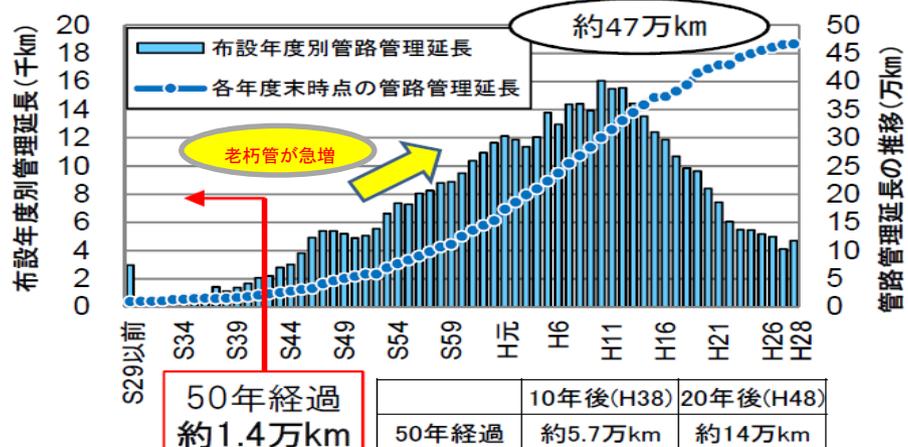


注)  
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価  
 公共: 公共下水道  
 人口密度: 処理区域内人口密度  
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設  
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

## ■ 処理場の年度別供用箇所数(H28年度)

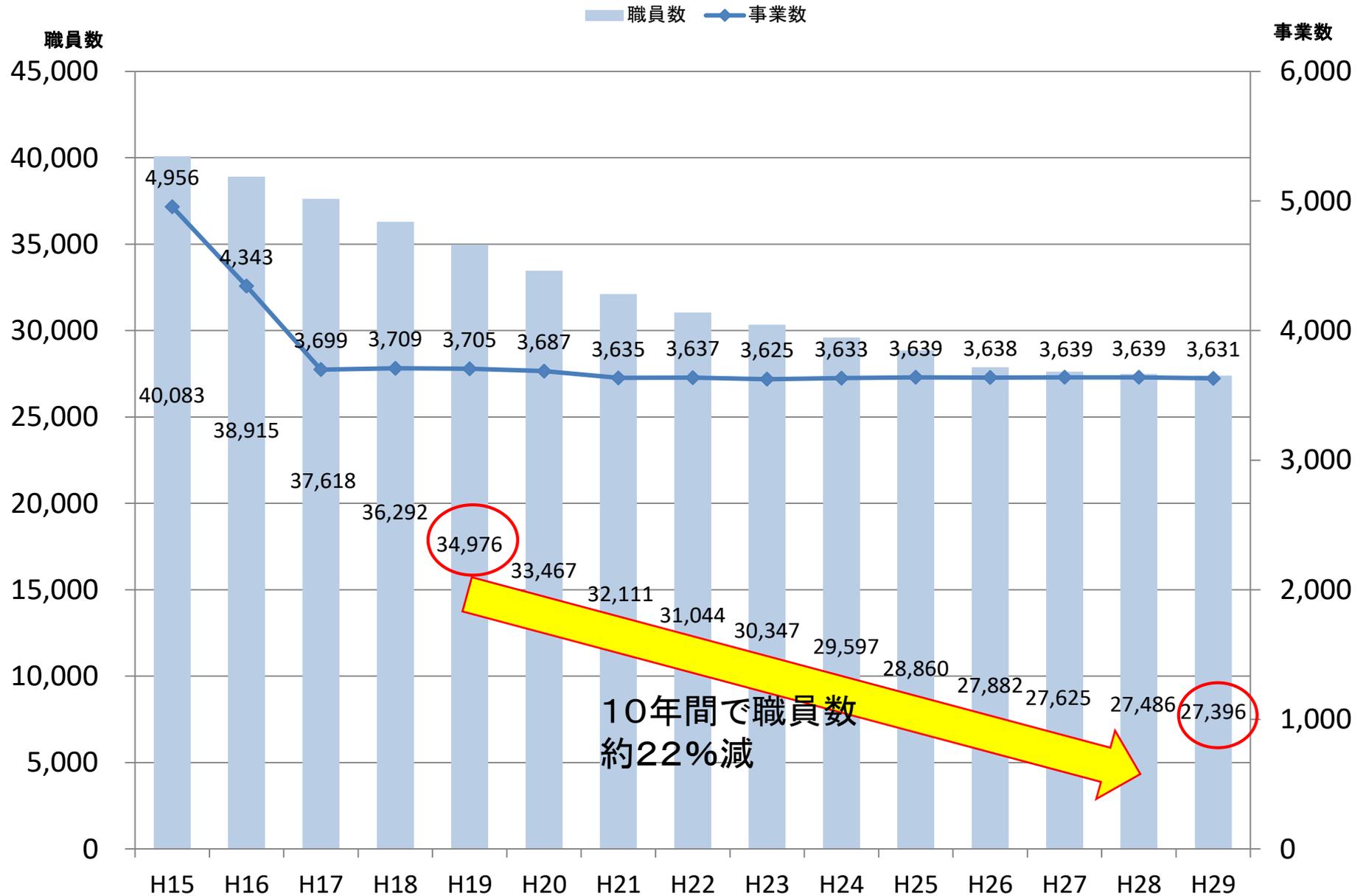


## ■ 管路施設の年度別管理延長(H28年度)



	10年後(H38)	20年後(H48)
50年経過	約5.7万km	約14万km

# 下水道における事業数と職員数の推移



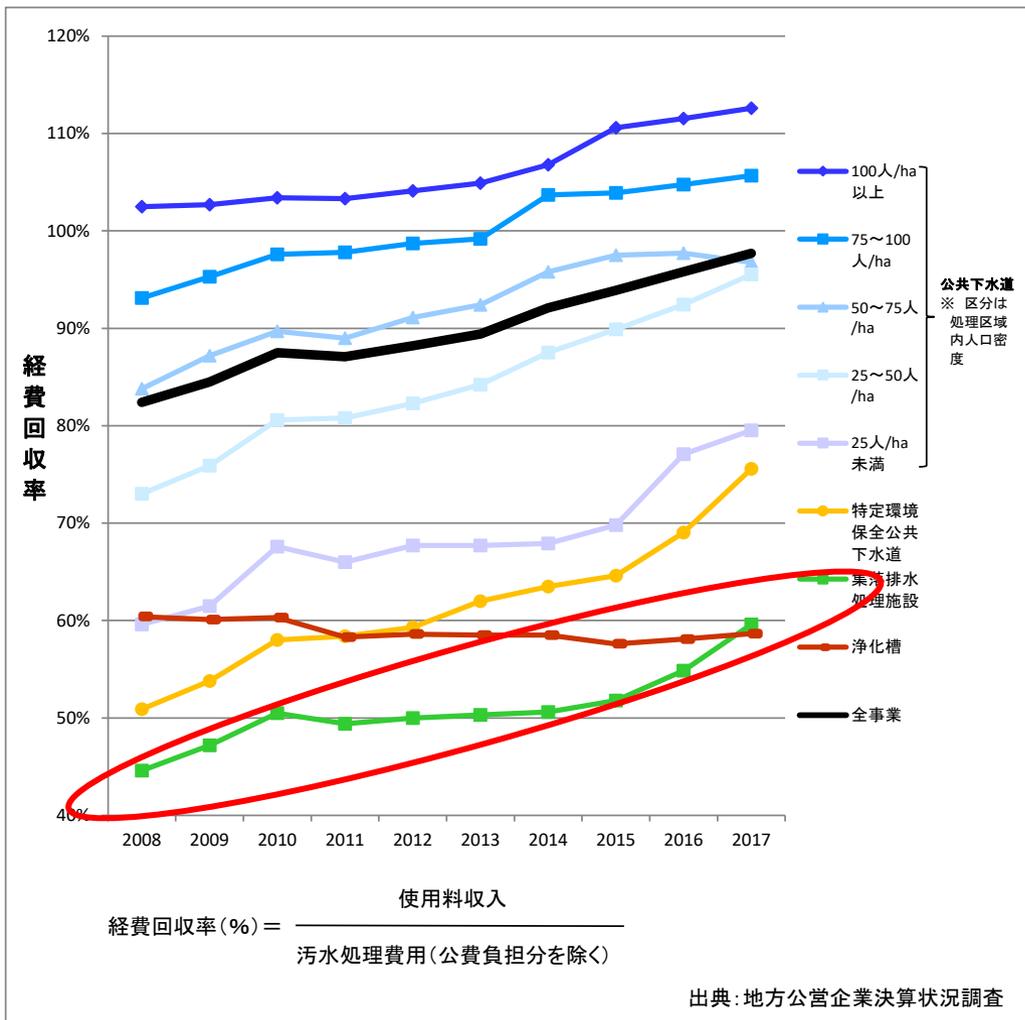
# 使用料及び経費回収率の状況(過去10年間)

- 使用料水準は、処理区域内人口密度の低い公共下水道事業や特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽で高くなっている
- 経費回収率は、処理区域内人口密度の低い公共下水道事業や特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽で低くなっている

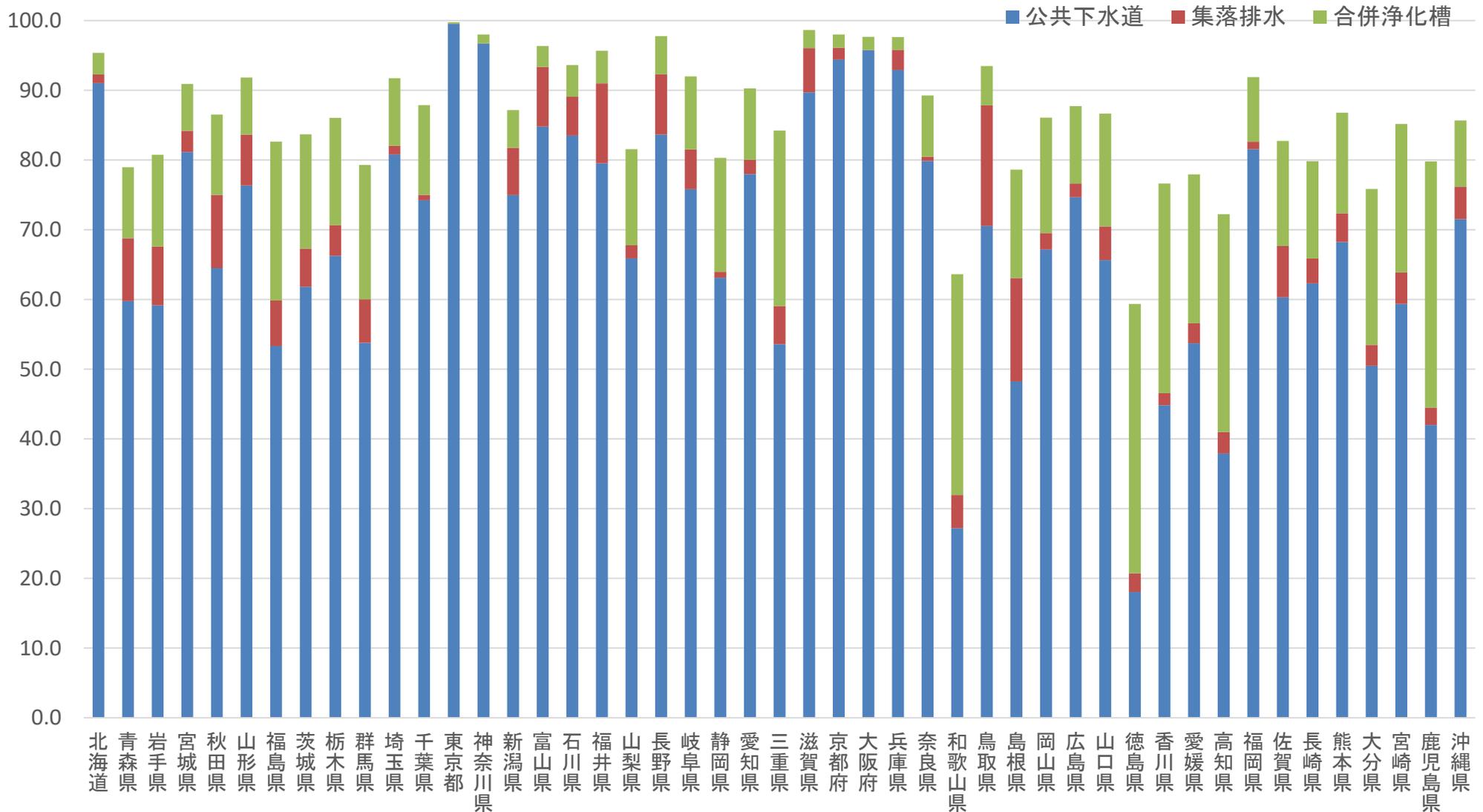
(家庭用使用料(20m<sup>3</sup>/月))

事業区分 (処理区域内人口密度)	2007	2012	2017	2007~2017(直近10年) の使用料伸率
公共下水道 (100人/ha以上)	1,675	1,734	1,818	8.5%
公共下水道 (75~100人/ha)	1,804	1,889	1,987	10.2%
公共下水道 (50~75人/ha)	2,098	2,214	2,330	11.0%
公共下水道 (25~50人/ha)	2,718	2,787	2,902	6.8%
公共下水道 (25未満人/ha)	2,828	3,059	3,160	11.8%
特定環境保全公共下水道	2,849	2,919	3,047	6.9%
集落排水処理施設	3,036	3,097	3,203	5.5%
浄化槽	3,185	3,221	3,324	4.3%
<b>全体</b>	<b>2,840</b>	<b>2,923</b>	<b>3,041</b>	<b>7.1%</b>

(地方公営企業決算状況調査)



# 都道府県別汚水処理人口普及率(平成29年度末)

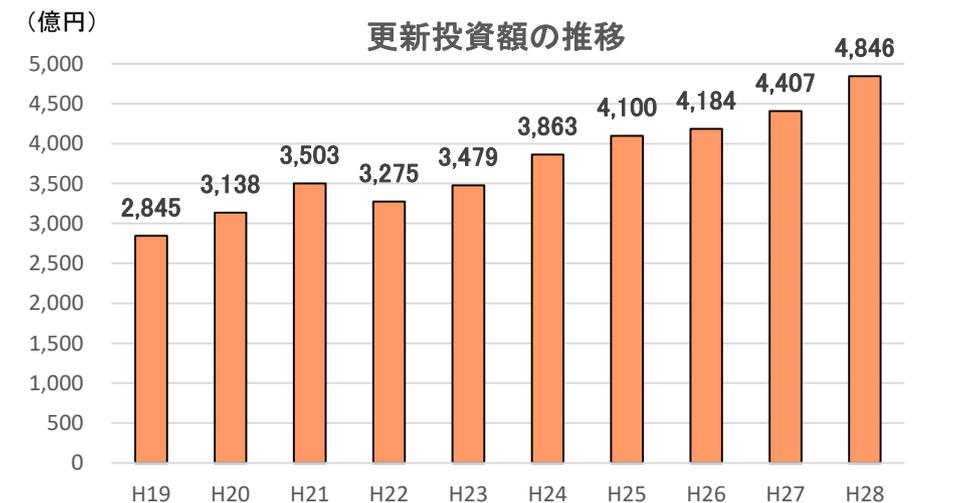
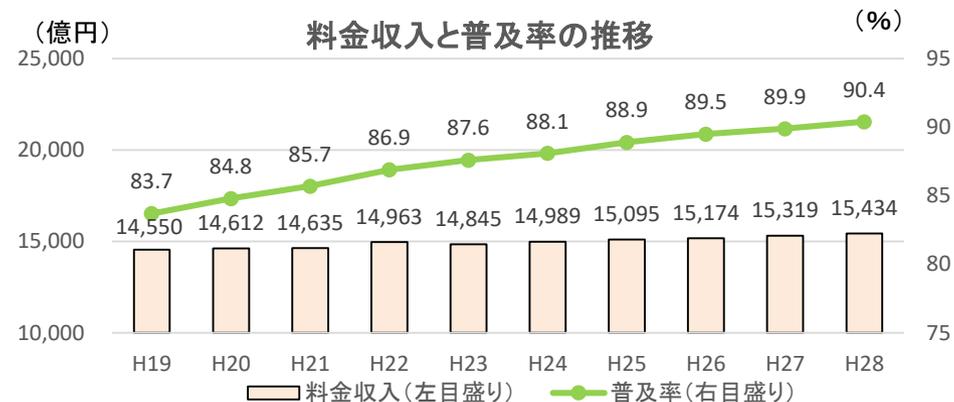


(注) 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。

(注) 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口流動していることに留意する必要がある。

# 下水道事業の課題

- **公共下水道・集落排水・浄化槽等の普及率は90.4%**<sup>(H28)</sup>。未普及地域が残っていると同時に、新規整備から維持・更新の段階に入る地域もあり、それぞれの地域に合った適切な対策が求められている。(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)<sup>(H28)</sup>)
- **料金収入**は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、**直近10年間は微増**。今後は、減少が見込まれる。
- **更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



# 「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

## ＜設置目的＞

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、公共下水道・集落排水・浄化槽等の中から**最適な整備手法を選択**することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、**経営環境が厳しさを増す**ことが予想される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

## ＜委員＞

小西 砂千夫 (座長)	関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 俊彦	神奈川県横須賀市 上下水道局 経営料金課長
井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授
宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツ パートナー
齋藤 篤	秋田県 建設部 下水道課長
齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授
古澤 堅吾	上越市 都市整備部 生活排水対策課長

## ＜オブザーバー＞

梶原 輝昭	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長
松原 誠	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(五十音順、敬称略)

## ＜スケジュール＞

- 平成30年2月から計5回開催し、12月に中間報告書を公表。
- 平成31年3月に第6回、5月に第7回を開催。
- 今年度中にとりまとめ(予定)。

# 「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書 概要(平成30年12月)

## 下水道事業の現状と課題

下水道事業の課題

⇒ 喫緊の経営改革が必要

- 小規模下水道事業(集落排水施設等)の課題  
・過疎化、節水、職員数減、処理場更新期に直面、繰入額増大
- 処理区域内人口密度の高い公共下水道の課題  
・法定耐用年数超過の施設増大、大量更新期に早晚直面

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 広域化・共同化の推進

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的。国庫補助が拡充されたことも踏まえ、推進のための地財措置を拡充すべき(接続管渠、市町村内事業も対象化等)。
- 市町村間の統合が最も効率的だが、調整に難航するケースが多い。都道府県の調整が重要であり、地財措置等も配慮すべき。

### 2. 最適化

- 人口推計等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すべき。

### 3. ICTの利活用

- ICT関連技術の進歩は著しく、処理場の遠隔監視等、ICTを利活用した維持管理の効率化が進捗。広域化に資するICTの地財措置を拡充する等一層の推進を検討すべき。

### 4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等が普及してきており、地域の実情を踏まえ積極的に導入を検討すべき。なお、地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 民間への共同発注(遠隔監視、維持管理、保守点検、修繕等)について、技術の進歩により、i) 複数の汚水処理事業、ii) 汚水処理事業と水道等の異分野の事業、iii) 複数の地方公共団体の事業、等の例も増えてきていることから、その積極的な検討を推進すべき。

### 5. 公営企業会計の適用等

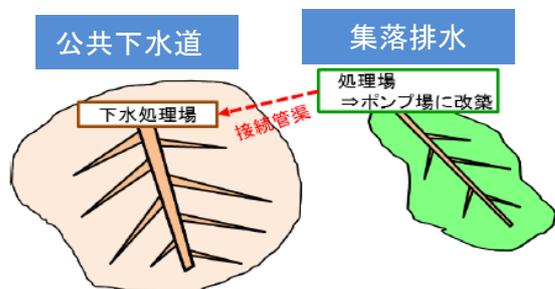
- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急な着手が必要。
- 流域下水道の法適化、人口3万人以上の下水道・簡易水道事業の法適化により、他の事業の法適化も取り組みやすくなってきており、取組を促進すべき。

### 6. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

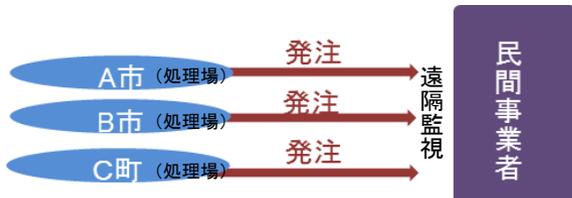
- 現在、耐用年数超過施設の更新率は極めて低い。今後、大量更新期を迎えるが、膨大な事業費の増大が懸念されており、ストックマネジメントにより事業費の平準化、計画的な長寿命化事業の実施や、将来必要となる更新費用も踏まえた適切な使用料の設定に努めるべき。

## 広域化・民間活用

### 【処理場の統廃合】



### 【維持管理・事務の共同化(共同発注)】

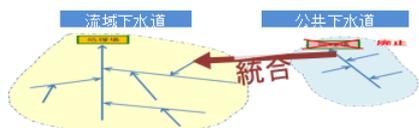


# 下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

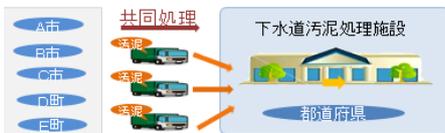
## 1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



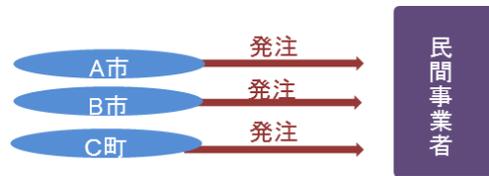
## 2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



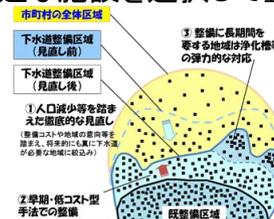
## 3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



## 4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



### 秋田県の例

### 山形県新庄市の例

### 佐賀県の例

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	平成32年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止</li> <li>〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視<small>(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等)</small></li> <li>〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定</li> <li>〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇維持管理費・改築更新投資を削減<small>(50年間の試算)</small></li> <li>・維持管理費 約70億円減</li> <li>・改築更新投資 約50億円減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇維持管理費を削減</li> <li>・年間約3,000万円減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇浄化槽(個別処理方式)に転換<small>(個別処理人口割合18.5%→22.3%)</small></li> <li>〇処理区の統廃合数が増加<small>(処理区19箇所減)</small></li> </ul>

# 下水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことが予想される中、下水道事業の持続的な経営の確保のために、「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 広域化・共同化の推進

地財措置の拡充も踏まえ、下記の事項に取り組むこと。

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も財政効果が高い。市町村内の事業の接続も含め、検討すること。
- 市町村間の接続の場合、接続先市町村においても処理場の余剰能力を活用して施設の維持に必要な収入確保策として、検討すること。
- 市町村間の統合は、調整に難航するケースが多い。「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、都道府県が調整に取り組むこと。

### 2. 最適化

- 人口推計や将来の需要予測等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すること。

### 3. ICTの利活用

- 職員(特に技術職員)が減少する中、事業の安定的な継続のためには、ICTを活用した維持管理の効率化が必要。ICTを活用した処理場の遠隔監視など、広域化・共同化の取組としても検討すること。

### 4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等について、地域の実情を踏まえ導入を検討すること。  
※地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 事業、地方団体を越えた事務委託の共同発注を検討すること。

### 5. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

- 今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上も影響が大きくなると懸念されている。経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて、計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切にストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めること。

### 6. 公営企業会計の適用等

- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急に着手すること。

# 広域化等に関する主な最新の動き①

## 都道府県構想策定マニュアルに基づく都道府県構想の見直し

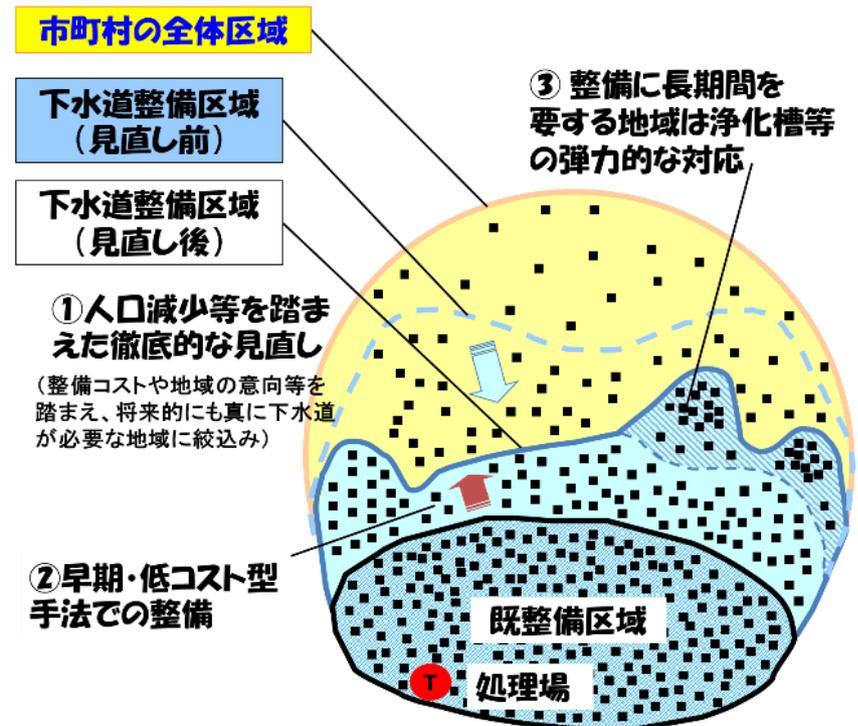
- ▶各都道府県は、平成26年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき見直しを行っているところ。
- ▶構想の見直しにあたっては、施設の改築・更新の予定、将来人口の減少等の状況を踏まえ、汚水処理施設の統合などの広域化・共同化や効率的な運営管理手法の選定などの最適化を検討。

### 都道府県構想見直しの検討内容

- ① 汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、
  - 概ね今後10年を目標に汚水処理施設整備の概成(時間軸)
  - 人口減少等の社会情勢の変化も勘案
- ② 長期的(20~30年)な観点から汚水処理施設の統合や効率的な運営管理手法を検討

※H28年度末までに29都府県が見直し済み  
(H30年度末までに全都道府県で完了予定)

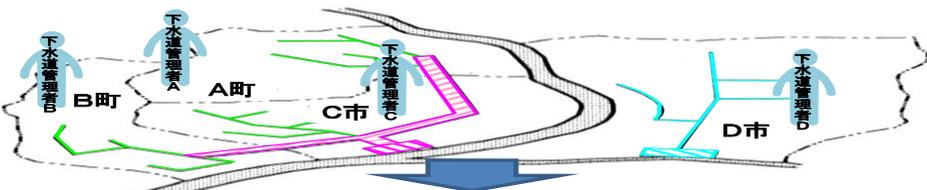
### 計画区域の見直しイメージ



# 広域化等に関する主な最新の動き②

## 広域的な連携による管理等の効率化に向けた協議会制度の創設

○改正下水道法(第31条の4)においては、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設(国、公社、日本下水道事業団等の参画も可能)。



### 【法定協議会】

下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために

- ・下水道管理者同士、
- ・下水道管理者と補完者等の具体的な連携のあり方や役割分担について協議し、方向性を決定。



### 【広域連携】

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、広域連携を推進。



大阪府内の4市町村※が、全国初の協議会を設置(平成28年8月5日)

- 4市町村では、人口減少による使用料収入の減少、老朽化施設の急増による維持管理費用の増加、ベテラン職員の退職による技術力の低下等が課題
- 各課題に各市町村が単独で対応していくには限界があるため、事務の広域化を検討。そのための協議の場として、協議会を設置。



8月5日に開催された協議会の出席者

○協議会制度(下水道法第31条の4)に係る取組実績(H30.1末時点)

設立日	協議会名	構成員	検討内容
H28.8.5	南河内4市町村下水道事務広域化協議会	富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村	事務の集約等
H28.11.25	埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会	埼玉県、56市町村、3組合、(公財)埼玉県下水道公社	経営管理、災害対応、汚泥共同処理等
H29.3.17	ながさき下水道連携協議会	長崎県、16市町	汚泥の共同処理等
H29.8.29	兵庫県生活排水効率化推進会議	兵庫県、県内全41市町	処理区の統廃合、維持管理の共同化等

※国交省資料を一部加工

# 広域化等に関する主な最新の動き③

## 広域化・共同化計画の策定要請

- 下水道事業においては、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等のより汚水処理施設に係る事業運営の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められているところ。
- ➡ 政府として、全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定等を目標に設定（「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」（平成29年12月）等）

### 広域化・共同化計画の策定要請（平成30年1月17日関係4省連名通知※）

#### （主な内容）

- 都道府県は、市町村等とともに、平成34年度までに「広域化・共同化計画」を策定する。
- 平成30年度中の可能な限り早期に、「広域化・共同化計画」の検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し、計画策定に着手する。
- 「広域化・共同化計画」は、都道府県構想を構成する計画の一部と位置付けられる。
- 「広域化・共同化計画」には、広域化に取り組む団体名、取組内容、対象施設名、スケジュール等を記載する。

広域化・共同化計画（〇〇県 〇〇地区）【アウトプットイメージ】

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）					
			2018	短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期的な方針（～30年間）
				2020	2024	2025	2029	
〇〇流域（〇〇市、〇〇町）	処理場の維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場	検討体制の構築					・先行事例を県内他地域での適応に向けて協議会等で検討
△△流域（〇〇市、〇〇町）	ICT整備、活用による維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市	維持管理業者の共同選定							
〇〇県（流域）、〇〇市（流域関連）	関連市町村の営業を都道府県が一体的に維持管理	流域：〇〇県管理の幹線管渠 流域関連：〇〇市の管渠						
××市、〇〇市、〇町	維持管理を共同化し、包括民間委託を実施	（農業）〇〇処理場 （下水）〇〇処理場						
××市、〇〇市、〇町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	〇〇処理場、×処理場						
××市	公共下水道と農業集落排水との統合	〇〇下水道処理場、×農業処理場						

※「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日総務省・農水省・国交省・環境省4省課室長連名通知）

- モデル県（秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県）における先行検討を基に、広域化・共同化計画策定にあたっての基本的な進め方を整理。
- 参考としてモデル県における検討事例も掲載。

## 1 総論

- ・人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、経営環境が厳しさを増すなか、持続可能な事業運営を推進するために広域化・共同化計画を策定。
- ・計画策定にあたっては、都道府県が主体となって、市町村と連携して広域化・共同化計画を策定。

※本マニュアルは「都道府県構想策定マニュアル」のうち、「整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定」として広域化・共同化計画を検討する場合に活用する。本マニュアルに基づき検討した結果、地域バイオマス利活用を含む広域的な下水汚泥利活用について検討する場合には、「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を参照する。

## 2 基礎調査

- ・汚水処理事業の現状（人口、職員数等）や関連計画等を収集。
- ・人・モノ・カネの観点から現状分析と将来予測を行い、課題等を整理。
- ・市町村に対するアンケート等により意向調査を行い、ブレインストーミング等により意識を醸成。

## 3 広域化・共同化ブロック割の検討

- ・基礎調査の結果や地理的要因、歴史的な文化圏等を総合的に勘案してブロックに分割。
- ・ブロックごとの共通課題を抽出・整理。

※ブロック割は、検討を進める中で必要に応じて再編。

## 4 広域化・共同化メニュー案の検討

### 5 広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討

- ・基礎調査の結果、市町村が意欲的に取り組みたいメニューや、共通課題を解決するために考えられるメニュー等について都道府県が提案し、メニューごとに実施する市町村のマッチングを検討。
- ・広域化・共同化メニューの効果検討、計画への位置づけに向けた詳細な検討（役割分担、法制度、事務手続き等）。
- ・計画への位置づけに向けた関係団体等との調整。

## 6 広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理

- ・実現に向けたロードマップを整理し、検討成果を取りまとめて広域化・共同化計画を策定。
- ・着実な実行のための計画の点検、進捗管理（概ね5年に1回程度の見直しの必要性検討）。

# 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充

## 趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

## 財政措置の概要

### 1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

#### ① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加  
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。

- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、市町村内の広域化も対象に追加

#### ② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置  
※ イメージは右表及び図参照

#### ③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

### 2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置

#### <財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

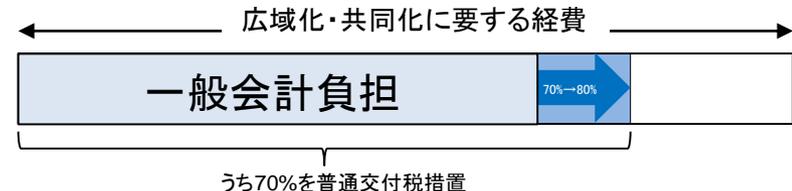
処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり

※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置

※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



## 高資本費対策にかかる激変緩和措置

- 下水道事業同士または下水道事業と集落排水施設を事業統合を行った場合、統合前の事業に係る高資本費対策の措置が減少または皆減する場合がある
- このため、事業統合を推進する観点から、高資本費対策に係る激変緩和措置を講じることとする

### 【高資本費対策の激変緩和措置】

- 統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続したとして算定した高資本費対策の合計額を下回る場合は、その差額に対し、統合後の翌年度から10年間、地方交付税措置を講じる(差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減)

